

● 落札者決定基準 簡易Ⅱ型（施工計画を求めない場合）の評価項目と加算点

（別紙-2）

【工事名：旧上牧第二中学校舎等解体工事】

建築一式工事

公告日

令和8年4月1日

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点		
技術提案書	企業の施工実績等	<p>工事成績評定点(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注5)</p>	<p>過去2年間に元請(JVの構成員として請け負った工事を含む)として完成・引渡が完了した上牧町発注工事の工事成績評定点の平均値(注1)(注2)(注5)</p>	<p>本工事に於いて、工事成績評定点は評価の対象としない</p>	10点満点	
		<p>表彰(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注5)</p>	<p>過去5年間に(本工事の発注年度を含まない)における国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県の建設工事(一般土木工事等)に対する表彰(注1)(注3)(注7)</p>	<p>a. 下記の表彰がある(各表彰1件当たり1点とする) ○国土交通省近畿地方整備局の表彰 ・優良工事等施工者(工事請負業者)表彰(局長、事務所長) ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(イメージアップ)表彰 ・公共構造物品質コンテスト表彰</p> <p>b. 奈良県の建設工事(一般土木工事等)に対する表彰 ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰(県土マネジメント部長表彰)</p> <p>c. 奈良県の建設工事(一般土木工事等)に対する表彰 ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰(県土マネジメント部の所長等表彰)</p> <p>d. 上記a. b. cに該当しない</p>		<p>Max 2点</p> <p>0.4点 /1表彰</p> <p>0.2点 /1表彰</p> <p>0</p>
		<p>ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注5)</p>		<p>a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000認証を取得している</p> <p>b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000認証を取得している</p> <p>c. 上記a. bに該当しない</p>		<p>2点</p> <p>1点</p> <p>0</p>
		<p>配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績(注5)</p>	<p>過去15年間に元請(JVの構成員として請け負った工事を含む)として完成・引渡が完了した同種工事についての監理技術者・主任技術者・現場代理人としての施工経験(注1)(注4)(注5)(注6)</p>	<p>a. 監理技術者・主任技術者として、国、奈良県又は上牧町が発注した同種工事の完成・引渡が完了した</p> <p>b. 監理技術者・主任技術者として、特殊法人等、公共法人又は地方公共団体(奈良県、上牧町を除く)が発注した同種工事の完成・引渡が完了した</p> <p>c. 現場代理人(現場代理人で配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る)として、国、特殊法人等、公共法人又は地方公共団体(奈良県、上牧町を含む)が発注した同種工事の完成・引渡が完了したただし、配置期間は工期全体の1/2以上とする</p> <p>d. 上記a. b. cに該当しない</p>		<p>2点</p> <p>1点</p> <p>1点</p> <p>0</p>
		<p>地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注5)</p>	<p>建設業法第3条第1項に規定する本店、支店又は営業所の所在地</p>	<p>a. 本工事の公告日時点において、上牧町内に建設業許可を受けている本店、支店又は営業所がある</p> <p>b. 本工事の公告日時点において、高田土木事務所管内に建設業許可を受けている本店、支店又は営業所がある</p> <p>c. 本工事の公告日時点において、奈良県内に建設業許可を受けている本店、支店又は営業所がある</p> <p>d. 上記a. b. cに該当しない</p>		<p>2点</p> <p>1点</p> <p>0.5点</p> <p>0</p>
			<p>過去15年間に元請(JVの構成員として請け負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、地域内工事の実績(注1)</p>	<p>a. 国、奈良県、又は上牧町が発注した工事で、上牧町内の工事実績がある</p> <p>b. 上記aに該当しない</p>		<p>1点</p> <p>0</p>
		<p>社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注5)</p>	<p>災害協定の締結</p>	<p>a. 本工事の公告日時点において、国、奈良県、又は上牧町と災害協定を締結していることが確認できる</p> <p>b. 上記aに該当しない</p>		<p>1点</p> <p>0</p>

● 落札者決定基準 簡易Ⅱ型（施工計画を求めない場合）の評価項目と加算点

（別紙-2）

【工事名：旧上牧第二中学校舎等解体工事】

建築一式工事

公告日 令和8年4月1日

- (注1) ◎過去2年間とは、令和6年4月1日～令和8年3月31日までとする。 ◎過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までとする。
◎過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。 ◎過去15年間とは、平成23年4月1日～令和8年3月31日までとする。
- (注2) 本工事において、工事成績評定点は評価の対象としない。
- (注3) 建設工事（一般土木工事等）とは、舗装工事・PC橋上部工事・鋼橋上部工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事（土木設備・建築設備・下水道設備）・建築一式工事を主たる工事とする
「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事
- (注4) 同種工事の実績要件は、当該工事の入札公告第2の3に定めるものとする。
なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に 限るものとする。
現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。
同種工事の実績のある専任補助者（現場代理人）を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者（現場代理人）の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者（専任補助者制度を活用しない場合）又は専任補助者（現場代理人）を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければなりません。ただし、専任補助者制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者（現場代理人）が配置技術者を兼務するものとする。
- (注5) JVの場合は全構成会社別に採出し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位切捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注6) ・「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条及び同施行令第1条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む（当該事実が上牧町で 確認できるものに限る。）
・「公共法人」とは、法人税法第2条第5号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注7) ・表彰における過去5年間とは（注1）の期間までに完成・引き渡し完了した工事、告示日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰として加点するものとする。

【ご注意】

技術提案書の提出書類について、工事名が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。